

此は長柄之塗輿免許也、當代の塗輿は、彼例なりしとぞ、塗輿は、四方輿の代り也、當時は車の代り
とす、武士并僧の輿には、廂なし、ござ包みを荷輿とす、地下も用う、

〔古今要覽稿器財〕輿○中略

輿を長柄とのみ稱することは、京都將軍家の御時、いまだ所見なきにや、その長柄といふは、轆の
ことなるを、駕柄輿海人といふものに對して、轆輿といひたりしが、遂に長柄とのみいふこと、
なりしにはあらざるか、

〔續視聽草初集十〕乗物名目

乗物名目之事

乗物ト云名目古ニ所見ナシ、凡乗物ト云ハ、車、馬、輿、舟ノ類ノ總名ナリ、然シテ車ニ糸毛、檳榔網代
等ノ品アリ、馬ニハ唐鞍、移鞍等ノ飾アリ、舟亦龍頭、鶴首ノ名アリテ、朦朧船ノ如キ類ナリ、各鈔桃
花、藥葉又和名鈔、其名義ヲ擧ラル、而シテ輿ト云ハ、車ノ轍ヲ放チタル物ニテ、人手ヲ用テ是ヲ昇
ク故ニ腰輿ト稱ス、人腰ノ程ニ昇行故也、因テ和訓モ亦腰ノ義ニテ古之ト云ヘリ、其輿ニ四方輿、
塗輿、網代ゴシ等ノ次第アリテ、尊卑ヲ分ツ、則今云轆輿也、其物ハ箱是問ニ云フ、クヲ轆ニ居ヘタル物也、今略稱シテ轆ト計モ云ヘリ、東鑑ニ、鶴岡又二所伊豆箱根ヲニ所ト云ナリ、御參詣ノ時式ニハ、車ニテ、
略式ノ度ハ輿ヲ用ラル、ト云ハ、即轆輿ノ事也、又至極ノ内々ニハ、女房ノ輿ヲ用ラル、ト云事
アリ、

初見

沿革

〔日本書紀神武〕三十有一年四月乙酉朔、皇輿巡幸、因登腋上、噉間丘、而廻望國狀、

〔日本書紀垂仁〕十五年八月壬午朔、立日葉酢媛命爲皇后、以皇后之三女弟爲妃、唯竹野媛者、因形姿

醜、返於本土、則羞其見、返到葛野、自墮輿而死之、

〔輿車圖考〕往古車輿所見事